

基発第446号

昭和57年6月30日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

旅館業における休日の取扱いについて

旅館業(労働基準法(以下「法」という。)第8条第14号の旅館の事業をいう。以下同じ。)における法第35条の休日の取扱いについては、旅館業における労働時間管理上の問題の1つとして検討してきたところであるが、今後、これについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾のないようにされたい。

記

1. 取扱いの趣旨及び方針

(1) 旅館業においても、法第35条の休日は、原則どおり、暦日によって与えられなければならないものである。

しかしながら、客を宿泊させ、これに飲食等のサービスを提供することを目的とするという旅館業特有の業態から、旅館業における労働者の勤務が事実上客の入館時刻(チェック・イン・タイム)から退館時刻(チェック・アウト・タイム)までの2暦日にまたがる時間帯を基準として編成され、休日もこののような事実上の2暦日にまたがる勤務を免除するという形で与えられることがあるのもやむを得ないと認められる場合があるところである。

一方、旅館業における休日付与の実態をみると、いまなお法定の休日が確保されていない事業場が少なからず見受けられるが、これらの事業場においても、上記のような事実上の2暦日にまたがる勤務の免除という形の休日であれば与えやすいという実情にあることが認められ、当面、このような形の休日を認めることによってむしろ実質的に労働者の保護が図られると考えられるところである。

そこで、以上のような旅館業における特殊事情、休日付与の実態等を考慮して、旅館業については、当面、下記2に掲げる労働者に限って、下記3に掲げる要件を満たす休息期間(以下「2暦日にまたがる休日」という。)が与えられている場合には、法第35条違反としては取り扱わないものとする。

(2) この取扱いは、旅館業について実質的に法定の休日が確保されるようにするための特別の取扱いであるから、労使当事者は、この取扱いを理由として既存の休日に関する労働条件を低下させてはならないものとする。

2. 対象労働者の範囲

この取扱いは、旅館業における労働者のうち、フロント係、調理係、仲番及び客室係の労働者に限つて、認めるものとする。

3. 2暦日にまたがる休日の要件

2暦日にまたがる休日は、次のすべての要件を満たすものでなければならないものとする。

① 正午から翌日の正午までの24時間を含む継続30時間の休息期間が確保されていること。ただし、この休息期間は、当分の間に限り、正午から翌日の正午までの24時間を含む継続27時間以上であつても差し支えないものとすること。

② 休日を2暦日にまたがる休日という形で与えることがある旨及びその時間帯があらかじめ労働者に明示されていること。

4. 関連する指導事項

休日を2暦日にまたがる休日という形で与える事業場に対しては、次の事項について指導するものとする。

- ① 当該労働者の1年間における法定休日数のうち少なくとも2分の1は暦日によって与えること。
- ② 休日は前月末までに勤務割表等により具体的な期日、2暦日にまたがる休日という形によって与えるかどうか等を明らかにして労働者に通知するものとし、これを変更する場合には遅くとも前日までに労働者に通知すること。
- ③ 当該労働者について、1年間に法定休日数を含め60日以上の休日を確保すること。